

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」の一部改正について新旧対照表

〔平成13年 4月 6日付け国自技第 50号〕
改正 平成16年 9月24日付け国自技第112号〕

新	旧
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>用途区分通達4 - 1 - 1、4 - 1 - 2及び4 - 1 - 3の各自動車の構造要件（共通事項）</p> <p>1 . ~ 3 .(略)</p> <p>4 . 自動車の用途、車体の形状の変更等に係る取扱い</p> <p>(1) <u>用途区分通達4 - 1 - 1の救急車又は消防車であって、かつ、救急車の構造要件及び消防車の構造要件のいずれにも適合するものについては、車体の形状は消防車とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>用途区分通達4 - 1 - 1、4 - 1 - 2及び4 - 1 - 3の各自動車の構造要件（共通事項）</p> <p>1 . ~ 3 .(略)</p> <p>4 . 自動車の用途、車体の形状の変更に係る取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新			旧		
(略)			(略)		
形状	構造要件	留意事項	形状	構造要件	留意事項
コンクリートミキサー車	<p><u>ミキシング(混練)又はアジテティング(攪拌)を必要とする積載物品をドラム内で混練又は攪拌しながら専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</u></p> <p>1 <u>ミキシング又はアジテティングを必要とする積載物品を収納するドラムを有すること。</u></p> <p>2 1のドラムは、<u>ミキシング又はアジテティングができるものであり、かつ、積載物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。</u></p> <p>3 <u>ミキサー又はアジテータは、当該自動車がある動力源により作動させることができるものであること。</u></p> <p>4 <u>ドライ方式ミキサーにあっては、ドラムに水を注入するための適当な容量を有する水タンク及び注水装置を有すること。</u></p> <p>5 <u>ドラム内の積載物品は、当該自動車がある動力源により排出させることができるものであること。</u></p> <p>6 <u>セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするものにあつては、最大積載容積及び積載物品名を車体の後面の見やすい位置に表示すること。</u></p>	<p>・<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第7号、第159条第2項第7号又は第237条第2項第7号参照</u></p>	コンクリートミキサー車	<p><u>セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリートをドラム内で攪拌しながら専用に輸送する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</u></p> <p>1 <u>セメント、骨材及び水(ドライ方式にあつては、セメント及び骨材)を収納するドラムを有すること。</u></p> <p>2 1のドラムは、<u>ミキサー又はアジテータができるものであり、かつ、セメント等を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。</u></p> <p>3 <u>ミキサー又はアジテータは、当該自動車がある動力源により作動させることができるものであること。</u></p> <p>4 <u>ドライ方式のものにあつては、ドラムに水を注入するための適当な容量を有する水タンク及び注水装置を有すること。</u></p> <p>5 <u>ドラム内の生コンクリートは、当該自動車がある動力源により排出させることができるものであること。</u></p>	<p>・<u>実施要領4-41-7参照</u></p>
(略)			(略)		